日本高専学会　研究会規程

第１条　この規程は，日本高専学会規約第２４条３項の規程に基づき，研究会に関し，必要な事項を定める．

第２条　研究会は，学会員が日本高専学会規約第４条１項の事業を行うため，学会員の研究活動や実践活動を発表・議論する場を提供することによって，これらを活性化し，学会の発展に寄与することを目的とする．

第３条　研究会の設置期間は１年とする．ただし，理事会の承認による更新は妨げない．

第４条　研究会の構成員は次のとおりとする．
1．研究会代表　　１名
2．事務担当　　１名
3．研究会会員　　5名以上
4．協力員　　若干名
ただし，研究会代表，事務担当および研究会会員は学会員に限るものとする．

２　構成員の任期は研究会の設置期間に準ずるものとする．

３　年度途中で研究会会員及び協力員を増員することは妨げない．

４　研究会構成員の所属組織は複数であることが望ましい．

第５条　研究会の設置を希望する者は，前年度の定められた時期までに「日本高専学会　研究会承認申請書」を理事会に提出し，承認を得なければならない．更新の場合も同様とする．

第６条　研究会は，理事会開催ごとに活動状況を理事会に報告しなければならない．また，理事会開催の時期でなくても，理事会から問い合わせがあった場合には，活動状況を報告しなければならない．

２　年度途中で構成員や事業計画に変更があった場合は，すみやかに理事会に報告しなければならない．

３　研究会は，年会・シンポジウム等で活動報告を行わなければならない．

４　理事会は，研究会の活動について，随時意見を述べることができる．

第７条　研究会は，年度の終わりに事業報告（必要あれば含会計報告）を理事会に提出し，承認を得なければならない．

第８条　この規程の変更は，在任理事数の３分の２以上の同意を必要とする．

付則
この規程は，平成 26 年 8 月 29 日からこれを施行する．